

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

橋梁等建設物に塗布された塗料の剥離等作業を請け負う者は、作業前に塗布されている塗料中の鉛、クロム等の有害な化学物質の有無およびその含有量を把握し、労働安全衛生法等に基づく対策の必要性を確認する通達が、厚生労働省から発行されていますがご存じでしょうか？

〈把握が必要となる主な有害物質とその試験方法〉

調査対象物質	試験方法(含有量)
鉛含有量	J I S K 5 6 7 4 附属書A
クロム含有量	J I S K 5 6 7 4 附属書B
P C B 含有量	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係わる基準の検定方法 (平成4年7月3日厚生省告示第192号)

塗膜試料を採取する際には、塗膜成分が不明で有害物の含有が懸念されるため、「鉛中毒予防規則」と「特定化学物質障害予防規則」に基づき、「鉛作業主任者」と「特定化学物質作業主任者」の両者を配置することが望ましいとともに、含有が確認された場合、塗膜剥離作業方法等の見直しが必要となる場合があります。

お問い合わせは下記担当者まで

①有害物質の含有試験および廃棄物の関する法律(廃掃法)に基づく産業廃棄物(溶出試験)等の分析について

環境分析課 加藤雅士、城所 亨、池田博一、入野一人

②局所排気装置の設置・届出、労働安全衛生法等について

対策エンジ課 尾崎克年、渡邊大輔

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 背景

防錆を目的、鋼製の橋梁には鉛やクロム使用された塗料が使用され、昭和48年以前に製造されていた塗料には、重防錆塗装用途でPCBが含まれていると言われ、近年これら塗料を使用した橋梁が経年劣化による老朽化に伴ない、塗料の剥離やかき落とし作業が多くなっており、

これら作業の増加を踏まえ、厚生労働省より平成26年5月30日に「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」の通達が発行されました。

2. 主な対応すべき内容

1) 塗料の剥離等の作業業務を発注する者

橋梁等建設物に塗布された塗料の剥離等作業を発注する者は、塗布されている塗料の鉛、クロム等の有害な化学物質の有無について把握し、情報を施工者に伝えるとともに、塗料中の有害物質の調査やばく露防止対策について必要な経費を配慮しなければいけません。

2) 塗料の剥離等の作業を請け負う事業者

①業務を発注する者に対し、橋梁等に塗布された塗料の成分(SDS等)の提示を求め、労働安全衛生法等の関係法令に基づく対策の必要性を確認します。

また、塗料履歴が不明の場合には、実際に塗膜中の有害物質物質の含有量試験を行ないます。

②塗料に有害物質が含まれた場合には

A 鉛(含有量に関係なし)

→鉛中毒予防規則に基づく対応が必要です。

【主な実施すべき事項】

- a) 湿式による剥離作業の実施
- b) 鉛作業主任者の配置
- c) 有効な保護具の着用
- d) 6ヶ月に1回、健康診断の実施および結果記録の保管(5年間)

B クロム(含有量が重量比1%を超えて含有)

PCB(含有量が重量比1%を超えて含有)

→特定化学物質障害予防規則に基づく対応が必要です。

【主な実施すべき事項】

- a) 特定化学物質作業主任者の配置
- b) 排気時に除じん装置を設置
- c) 6ヶ月に1回、健康診断の実施および結果記録の保管
(PCBは5年間、クロムは30年間)

3) その他

除去した塗膜や研削材の廃棄物にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」等に基づき、法令に則った処理が必要となります。